

# 昭和二十五年法律第四百四十四号

生活保護法

目次

- 第一章 総則**
- (この法律の目的)
- 第二条** この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、國が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障することともに、その自立を助長することを目的とする。
- (無差別平等)
- 第三条** この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。
- (保護の補足性)
- 第四条** 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- 第五条** 前四条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。
- (用語の定義)
- 第六条** この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。
- 1 この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けていないといかないにかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。
- 2 この法律において「保護金品」とは、保護として給与し、又は貸与される金銭及び物品をいふ。
- 3 この法律において「金銭給付」とは、金銭の給与又は貸与によつて、保護を行うことをいう。
- 4 この法律において「現物給付」とは、物品の給与又は貸与、医療の給付、役務の提供その他金銭給付以外の方法で保護を行うことをいう。
- 5 この法律において「現物給付」とは、物品の給与又は貸与、医療の給付、役務の提供その他金銭給付以外の方法で保護を行うことをいう。
- 第九章 被保護者等の就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業** (第五十五条の七一第五十五条の九)
- 第十章 被保護者の権利及び義務** (第五十六条一第六十三条)
- 第十一章 不服申立て** (第六十四条一第六十九条)
- 第十二章 費用** (第七十条一第八十条)
- 第十三章 雑則** (第八十条の二一第八十七条)
- 附則**

## 第二章 保護の原則

(申請保護の原則)

- 第七条** 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行なうことができる。
- (基準及び程度の原則)
- 第八条** 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。
- 2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。
- (必要即応の原則)
- 第九条** 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。
- (世帯単位の原則)
- 第十条** 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。
- 第十三条 保護の種類及び範囲** (種類)
- 第十四条 保護の種類** (種類)
  - 2 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。
- (生活扶助)
- 第十五条 生活扶助** (生活扶助)
  - 2 生活扶助
  - 一 教育扶助
  - 二 住宅扶助
  - 三 医療扶助
  - 四 介護扶助
  - 五 出産扶助
  - 六 生業扶助
  - 七 教育扶助
  - 八 培養扶助
- 第十六条 教育扶助** (教育扶助)
  - 2 前項各号の扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。
- 一 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの
- 二 移送
- 三 学校給食その他義務教育に伴つて必要なもの
- 四 住宅扶助
- 五 補修その他住宅の維持のために必要なもの

(医療扶助)  
第十五条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対し、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 診察

二 薬剤又は治療料

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 移送

(介護扶助)

第十五条の二 介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七条第三項に規定する要介護者をいう。第三項において同じ。)に対し、第一号から第四号まで及び第九号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者(同条第四項に規定する要支援者をいう。以下この項及び第六項において同じ。)に対して、第五号から第九号までに掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被保険者等(同法第一百五十四条の四十五第一項第一号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。)に相当する者(要支援者を除く。)に対して、第八号及び第九号に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 居宅介護(居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。)

二 福祉用具

三 住宅改修

四 施設介護

五 介護予防(介護予防支援計画に基づき行うものに限る。)

六 介護予防福祉用具

七 介護予防住宅改修

八 介護予防・日常生活支援(介護予防支援計画又は介護保険法第二百一十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。)

九 移送

二 前項第一号に規定する居宅介護とは、介護保険法第八条第二項に規定する訪問介護、同条第三項に規定する訪問入浴介護、同条第四項に規定する訪問看護、同条第五項に規定する訪問リハビリテーション、同条第六項に規定する居宅療養管理指導、同条第七項に規定する通所介護、同条第八項に規定する通所リハビリテーション、同条第九項に規定する短期入所生活介護、同条第十項に規定する短期入所生活介護、同条第十一項に規定する定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、同条第十七項に規定する認知症対応型通所介護、同条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第二十三項に規定する複合型サービス並びにこれらに相当するサービスをいう。

三 第一項第一号に規定する居宅介護支援計画とは、居宅において生活を営む要介護者が居宅介護その他の居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービス(以下この項において「居宅介護等」という。)の適切な利用等をすることができるようにするための当該要介護者が利用する居宅介護等の種類、内容等を定める計画をいう。

四 第一項第四号に規定する施設介護とは、介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第二十七項に規定する介護福祉施設サービス、同条第二十八項に規定する介護保健施設サービス及び同条第二十九項に規定する介護医療院サービスをい

5 第一項第五号に規定する介護予防とは、介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第三項に規定する介護予防訪問看護、同条第四項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第五項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第六項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第七項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第八項に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、同条第十項に規定する介護予防福祉用具貸与、同条第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスをいう。

6 第一項第五号及び第八号に規定する介護予防支援計画とは、居宅において生活を営む要支援者が介護予防その他身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス及び福祉サービス(以下この項において「介護予防等」という。)の適切な利用等をすることができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、介護保険法第二百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員及び同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援を行う事業所の従業者のうち同法第八条の二第二十六項の厚生労働省令で定める者が作成したものとす。

7 第一項第八号に規定する介護予防・日常生活支援とは、介護保険法第二百一十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業及び同号ハに規定する第一号生活支援事業による支援に相当する支援をいう。

(出産扶助)

第十六条 出産扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 分べん前及び分べん後の処置

二 分べん前及び分べん後の衛生材料

(生業扶助)

第十七条 生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対する、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合に限る。

一 生業に必要な資金、器具又は資料

二 生業に必要な技能の修得

三 就労のために必要なもの

(葬祭扶助)

第十八条 葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 檢案

二 死体の運搬

(火葬又は埋葬)

三 第一項第一号に規定する居宅介護支援計画とは、居宅において生活を営む要介護者が居宅介護その他の居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービス(以下この項において「居宅介護等」という。)の適切な利用等をすることができるようにするための当該要介護者が利用する居宅介護等の種類、内容等を定める計画をいう。

四 第一項第四号に規定する施設介護とは、介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第二十七項に規定する介護福祉施設サービス、同条第二十八項に規定する介護保健施設サービス及び同条第二十九項に規定する介護医療院サービスを行ふ。

5 第一項第五号に規定する介護予防とは、介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第三項に規定する介護予防訪問看護、同条第四項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第五項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第六項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第七項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第八項に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、同条第十項に規定する介護予防福祉用具貸与、同条第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスをいう。

6 第一項第四号に規定する施設介護とは、介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第二十七項に規定する介護福祉施設サービス、同条第二十八項に規定する介護保健施設サービス及び同条第二十九項に規定する介護医療院サービスを行ふ。

7 左に掲げる場合において、その葬祭を行う者は、その者に対して、前項各号の葬祭扶助を行うことができる。

一 被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がないとき。

二 死者に対するその葬祭を行う扶養義務者がない場合において、その遺留した金品で、葬祭を行ふに必要な費用を満たすことのできないとき。

## 第四章 保護の機関及び実施

### (実施機関)

**第十九条** 都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に對して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

- 1 その管理に屬する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者
- 2 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に屬する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

3 第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託した場合又は第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する次の各号に掲げる介護扶助を当該各号に定める者若しくは施設に委託して行う場合においては、当該入所又は委託の継続中、その者に対する保護を行うべき者は、その者に係る入所又は委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

- 1 居宅介護（第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）（特定施設入居者生活介護（同項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。）居宅介護を行う者
- 2 施設介護（第十五条の二第四項に規定する施設介護をいう。以下同じ。）介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）
- 3 介護予防（第十五条の二第五項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）（介護予防特定施設入居者生活介護（同項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。）介護予防を行なう者

4 前三項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政府に限り、委任することができない。保護の実施機関は、保護の決定及び実施に関する事務の一部を、政令の定めるところにより、他の保護の実施機関に委託して行なうことを妨げない。

5 町村長は、保護の実施機関又は福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）が行なう保護事務の執行を適切ならしめるため、次に掲げる事項を行なうものとする。

6 要保護者を発見し、又は被保護者の生計その他の状況の変動を発見した場合において、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を通報すること。

7 第二十四条第十項の規定により保護の開始又は変更の申請を受け取った場合において、これを保護の実施機関に送付すること。

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適當でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

- 9 第一項から第七項までの規定は、第七条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。
- 10 保護の開始又は変更の申請は、町村長を経由してすることもできる。町村長は、申請を受け取ったときは、五日以内に、その申請に、要保護者に対する扶養義務者の有無、資産及び収入の状況その他保護に関する決定をするについて参考となるべき事項を記載した書面を添えて、これを保護の実施機関に送付しなければならない。

（職權の委任）

**第二十条** 都道府県知事は、この法律に定めるその職權の一部を、その管理に属する行政府に委任することができる。（補助機関）

**第二十一条** 社会福祉法に定める社会福祉主事は、この法律の施行について、都道府県知事又は市町村長の事務の執行を補助するものとする。

**第二十二条** 民生委員法（昭和二十三年法律第九十九号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。（事務監査）

**第二十三条** 厚生労働大臣は都道府県知事及び市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、都道府県知事は市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、その指定する職員に、その監査を行わせなければならない。

2 前項の規定により指定された職員は、都道府県知事又は市町村長に対し、必要と認める資料の提出若しくは説明を求め、又は必要と認める指示をすることができる。

- 3 第一項の規定により指定すべき職員の資格については、政令で定める（申請による保護の開始及び変更）

**第二十四条** 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

- 1 要保護者の氏名及び住所又は居所
- 2 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係
- 3 保護を受けようとする理由

4 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

5 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項

2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

4 前項の書面には、決定の理由を付さなければならぬ。

5 第三項の通知は、申請があつた日から十四日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを三十日まで延ばすことができる。

6 保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第三項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。

7 保護の申請をしてから三十日以内に第三項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適當でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

(職権による保護の開始及び変更)

**第二十五条** 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第四項の規定は、この場合に準用する。

3 町村長は、要保護者が特に急迫した事由により放置することができない状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて第十九条第六項に規定する保護を行わなければならない。  
(保護の停止及び廃止)

**第二十六条** 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第二十八条第五項又は第六十二条第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。  
(指導及び指示)

**第二十七条** 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をることができる。

2 前項の規定又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。  
第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。  
(相談及び助言)

**第二十七条の二** 保護の実施機関は、第五十五条の七第一項に規定する被保護者就労支援事業及び第五十五条の八第一項に規定する被保護者健康管理支援事業を行うほか、要保護者から求めがあつたときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。  
(報告、調査及び検診)

**第二十八条** 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条(第三項を除く。次項及び次条第一項において同じ。)の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対しても、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するため、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であった者に対し、報告を求めることがある。

3 第一項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

(資料の提供等)

**第二十九条** 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一

号)第三条第二項に規定する共済組合等(次項において「共済組合等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を認め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。)

二 前号に掲げる者の扶養義務者、氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。)

三 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

**第三十条** 生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設(社会福祉法第二条第三項第八号に規定する事業の用に供する施設)その他の施設であつて、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めたものをいう。第六十二条第一項及び第七十条第一号ハにおいて同じ。若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。

2 前項ただし書の規定は、被保護者の意に反して、入所又は養護を強制することができるものと解釈してはならない。

**第三十一条** 生活扶助は、被保護者の親権者又は後見人がその権利を適切に行わない場合においては、その異議があつても、家庭裁判所の許可を得て、第一項但書の措置をとることができ。前項ただし書の規定は、被保護者の意に反して、入所又は養護を強制することができる。

2 生活扶助のための保護金品は、一月分以内を限度として前渡するものとする。但し、これによりがたいときは、一月分をこえて前渡することができる。

3 居宅において生活扶助を行う場合の保護金品は、世帯単位に計算し、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。但し、これによりがたいときは、被保護者に対して個々に交付することができる。

4 地域密着型介護老人福祉施設(介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)、介護老人福祉施設、介護老人保健施設(同条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。)又は介護医療院(同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。)であつて第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの(同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)において施設介護を受けた被保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金品を前項に規定する者に交付することが適当でないときその他の保護の目的を達するため必要があるときは、同項の規定にかかる規定によつて、当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設の長又は当該介護老人保健施設若しくは介護医療院の管理者に対して交付することができる。

5 前条第一項ただし書の規定により生活扶助を行う場合の保護金品は、被保護者又は施設の長若しくは養護の委託を受けた者に対して交付するものとする。

(教育扶助の方法)

第三十二条 教育扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないときは、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 教育扶助のための保護金品は、被保護者、その親権者若しくは未成年後見人又は被保護者の通学する学校の長に対して交付するものとする。

(住宅扶助の方法)

第三十三条 住宅扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないときは、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 住宅扶助のうち、住居の現物給付は、宿所提供的施設を利用させ、又は宿所提供的施設にこれを委託して行うものとする。

(医療扶助の方法)

第三十条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

4 住宅扶助のための保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。

(医療扶助の方法)

第三十四条 医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。ただし、これによることができないときは、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現金給付によつて行うことができる。

2 前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第四十九条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）にこれを委託して行うものとする。

3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができる（認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。

4 第二項に規定する医療の給付のうち、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲の施術については、第五十五条第一項の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。

5 被保護者は、第二項に規定する医療の給付のうち、指定医療機関に委託して行うものを受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定医療機関から、電子資格確認その他の厚生労働省令で定める方法により、医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けるものとする。

6 前項の「電子資格確認」とは、被保護者が、保護の実施機関に対し、個人番号カード（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保護者の医療扶助の受給資格に係る情報（医療の給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保護の実施機関から回答を受けて当該情報を医療の給

付を受ける医療機関に提供し、当該医療機関から医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けることをいう。

7 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第二項及び第四項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。

8 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。

(介護扶助の方法)

第三十四条の一 介護扶助は、現物給付によつて行うものとする。ただし、これによることができないときは、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護、福祉用具の給付、施設介護、介護予防、介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援（第十五条の二第七項に規定する介護予防・日常生活支援計画をいう。第五十四条の二第一項において同じ。）の給付は、介護機関（その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画（第十五条の二第三項に規定する居宅介護支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第一項において同じ。）を作成する者、その事業として居宅介護保険法第八条第三項に規定する特定福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定福祉用具販売事業者」という。）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院、その事業として介護予防を行う者及びその事業として介護予防・日常生活支援事業者（その事業として介護予防・日常生活支援事業者）と zwar して介護予防支援計画（第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として同法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）並びに介護予防・日常生活支援事業者（その事業として同法第八条の二第十一項第一号に規定する第一号事業を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）にこれを委託して行うものとする。

3 前条第七項及び第八項の規定は、介護扶助について準用する。

(出産扶助の方法)

第三十五条 出産扶助は、金銭給付によつて行うものとする。ただし、これによることができないときは、これによることが適當でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 前項の規定する現物給付のうち、助産の給付は、第五十五条第一項の規定により指定を受けた助産師に委託して行うものとする。

3 第三十四条第七項及び第八項の規定は、出産扶助について準用する。

(生業扶助の方法)

第三十六条 生業扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないときは、これによることが適當でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 前項但書に規定する現物給付のうち、就労のために必要な施設の供用及び生業に必要な技能の授与は、授産施設若しくは訓練を目的とするその他の施設を利用させ、又はこれらの施設にこれを委託して行うものとする。

3 生業扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。但し、施設の供用又は技能の授与のために必要な金品は、授産施設の長に対して交付することができる。

(葬祭扶助の方法)

第三十七条 葬祭扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないときは、これによることが適當でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現

葬祭扶助のための保護金品は、葬祭を行う者に対して交付するものとする。

(保護の方法の特例)

**第三十七条の二** 保護の実施機関は、保護の目的を達するために必要があるときは、第三十一条第三項第三十三条第四項の規定により世帯主若しくはこれに準ずる者に対して交付する保護金品（第三十三条第三項ただし書若しくは第五項第三十四条第八項（第三十四条の二第二項及び第三十五条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三十六条第三項の規定により被保護者若しくはその保護金品（以下この条において「教育扶助のための保護金品」という。）又は前条第二項の規定により葬祭を行う者に対して交付する保護金品のうち、介護保険料（介護保険法第二百二十九条第一項に規定する保険料をいう。）その他の被保護者（教育扶助のための保護金品にあつては、その親権者又は未成年後見人を含む。以下この条において同じ。）が支払うべき費用であつて政令で定めるものの額に相当する金額について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。この場合において、当該支払があつたときは、これらの規定により交付すべき者に対し当該保護金品の交付があつたものとみなす。

## 第六章 保護施設

(種類)

第三十八条 保護施設の種類は、左の通りとする。

### 一 救護施設

#### 二 更生施設

#### 三 医療保護施設

#### 四 授産施設

#### 五 宿所提供的施設

- 1 救護施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。
- 2 救護施設は、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させ、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。
- 3 更生施設は、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させ、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。
- 4 医療保護施設は、医療を必要とする要保護者に対し、医療の給付を行うことを目的とする施設とする。
- 5 授産施設は、身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設とする。
- 6 宿所提供的施設は、住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設とする。

(保護施設の基準)

**第三十九条** 都道府県は、保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとする。

- 1 保護施設に配置する職員及びその員数
- 2 保護施設に係る居室の床面積
- 3 保護施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(都道府県、市町村及び地方独立行政法人の保護施設)

**第四十条** 都道府県は、保護施設を設置することができる。

2 市町村及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百六十九号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、保護施設を設置しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3 保護施設を設置した都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、現に入所中の被保護者の保護に支障のない限り、その保護施設を廃止し、又はその事業を縮少し、若しくは休止することができる。

**第四十一条** 都道府県、市町村及び地方独立行政法人のほか、保護施設は、社会福祉法人及び日本赤十字社でなければ設置することができない。

4 都道府県及び市町村の行う保護施設の設置及び廃止は、条例で定めなければならない。

(社会福祉法人及び日本赤十字社の保護施設の設置)

3 保護施設を設置しようとするときは、あらかじめ、左に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して、その認可を受けなければならない。

1 保護施設の名称及び種類

2 設置者たる法人の名称及び代表者の氏名、住所及び資産状況

3 寄附行為、定款その他の基本約款

4 取扱定員

5 事業開始の予定期間

6 経営の責任者及び保護の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴

7 経理の方針

8 都道府県知事は、前項の認可の申請があつた場合に、その施設が第三十九条第一項の基準のほか、次の各号の基準に適合するものであるときは、これを認可しなければならない。

1 設置しようとする者の経済的基礎が確実であること。

2 その保護施設の主として利用される地域における要保護者の分布状況からみて、当該保護施設の設置が必要であること。

3 保護の実務に当たる幹部職員が厚生労働大臣の定める資格を有するものであること。

4 第一項の認可をするに当つて、都道府県知事は、その保護施設の存続期間を限り、又は保護の目的を達するため必要と認める条件を附することができる。

5 第二項の認可を受けた社会福祉法人又は日本赤十字社は、同項第一号又は第三号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の認可を受けなければならない。この認可の申請があつた場合には、第三項の規定を準用する。

(社会福祉法人及び日本赤十字社の保護施設の休止又は廃止)

**第四十二条** 社会福祉法人又は日本赤十字社は、保護施設を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由、現に入所中の被保護者に対する措置及び財産の処分方法を明らかにし、かつ、第七十条、第七十二条又は第七十四条の規定により交付を受けた交付金又は補助金に残余額があるときは、これを返還して、休止又は廃止の時期について都道府県知事の認可を受けなければならない。

(指導)

**第四十三条** 都道府県知事は、保護施設の運営について、必要な指導をしなければならない。

2 社会福祉法人又は日本赤十字社の設置した保護施設に対する前項の指導については、市町村長

(報告の徴収及び立入検査)

3 要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、その施設に立ち入り、その管理者からその設備及び会計書類、診療録その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の方式によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合におけ

る当該電磁的記録を含む。以下同じ。) の閲覧及び説明を求めさせ、若しくはこれを検査させることができる。

- 2 第二十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(改善命令等)

- 第四十五条 厚生労働大臣は都道府県に対して、都道府県知事は市町村及び地方独立行政法人に対して、次に掲げる事由があるときは、その保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止を命ずることができる。

一 その保護施設が第三十九条第一項の基準に適合しなくなつたとき。

二 その保護施設が存立の目的を失うに至つたとき。

三 その保護施設がこの法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする处分に違反したとき。

- 2 都道府県知事は、社会福祉法人又は日本赤十字社に対して、左に掲げる事由があるときは、そ

の保護施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止を命じ、又は第四十一条第二項の

認可を取り消すことができる。

一 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

二 その保護施設が第四十一条第三項各号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三 その保護施設の経営につき営利を図る行為があつたとき。

四 正当な理由がないのに、第四十一条第二項第六号の予定年月日(同条第五項の規定により変更の認可を受けたときは、その認可を受けた予定年月日)までに事業を開始しないとき。

五 第四十一条第五項の規定に違反したとき。

3 前項の規定による処分に係る行政手続法第十五条第一項又は第三十条の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)の十四日前までにしなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の規定による認可の取消しに係る行政手続法第十五条第一項の通知をしたときは、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

5 第二項の規定による認可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

- (管理規程)  
第四十六条 保護施設の設置者は、その事業を開始する前に、左に掲げる事項を明示した管理規程を定めなければならない。

一 事業の目的及び方針

二 職員の定数、区分及び職務内容

三 その施設を利用する者に対する処遇方法

四 その施設を利用する者が守るべき規律

五 入所者に作業を課する場合には、その作業の種類、方法、時間及び収益の処分方法

六 その他施設の管理についての重要な事項

2 都道府県以外の者は、前項の管理規程を定めたときは、すみやかに、これを都道府県知事に届け出なければならない。届け出た管理規程を変更しようとするときも、同様とする。  
3 都道府県知事は、前項の規定により届け出られた管理規程の内容が、その施設を利用する者に対する保護の目的を達するために適当でないと認めるときは、その管理規程の変更を命ずることができる。

(保護施設の義務)

- 第四十七条 保護施設は、保護の実施機関から保護のための委託を受けたときは、正当の理由なくして、これを拒んではならない。

2 保護施設は、要保護者の入所又は処遇に当たり、人種、信条、社会的身分又は門地により、差別的又は優先的な取扱いをしてはならない。

3 保護施設は、これを利用する者に対し、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制してはならない。

4 保護施設は、当該職員が第四十四条の規定によつて行う立入検査を拒んではならない。

(保護施設の長)

- 第四十八条 保護施設の長は、常に、その施設を利用する者の生活の向上及び更生を図ることに努めなければならない。

2 保護施設の長は、必要と認めるときは、前項の指導を制限し、又は禁止することができる。

3 都道府県知事は、必要と認めるときは、前項の指導を制限し、又は禁止することができる。

4 保護施設の長は、その施設を利用する被保護者について、保護の変更、停止又は廃止を必要とする事由が生じたと認めるときは、すみやかに、保護の実施機関に、これを届け出なければならない。

## 第七章 医療機関、介護機関及び助産機関

(医療機関の指定)

- 第四十九条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む)又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

(指定の申請及び基準)

- 第四十九条の二 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。

二 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの

規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

- 四 申請者が、第五十一条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実に關して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五 申請者が、第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、第五十四条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 第五号に規定する期間内に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)が、同号の通知の日

- 前六十日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 申請者が、指定の申請前五年以内に被保護者の医療に關し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第二号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 九 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。
- 一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第五十条第二項の規定による指導を受けたものであるとき。
- 二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不適當と認められるものであるとき。
- (指定の更新)
- 四 前三項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第一項中「診療所」とあるのは「診療所(前条の政令で定めるものを含む。次項及び第三項において同じ。)」と、第二項第一号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。
- (第四十九条の三) 第四十九条の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前条及び健康保険法第六十八条第二項の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- (指定医療機関の義務)
- 第五十条 指定医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。
- 2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならぬ。
- (変更の届出等)
- 第五十条の二 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に变更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を第四十九条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。
- (指定の辞退及び取消し)
- 第五十一条 指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができること。
- 2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- 一 指定医療機関が、第四十九条の二第二項第一号から第三号まで又は第九号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 指定医療機関が、第四十九条の二第三項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 三 指定医療機関が、第五十条又は次条の規定に違反したとき。
- 四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

- 五 指定医療機関が、第五十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第五十四条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 七 指定医療機関が、不正の手段により第四十九条の指定を受けたとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれら法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 九 前号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に關し不正又は著しく不適當な行為をしたとき。
- 十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に被保護者の医療に關し不正又は著しく不適當な行為をした者であるとき。
- (診療方針及び診療報酬)
- 第五十二条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。
- 2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適當としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。
- (医療費の審査及び支払)
- 第五十三条 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を隨時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができること。
- 2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに當つては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聽かなければならない。
- 4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に係る事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。
- (報告等)
- 第五十四条 都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)は、医療扶助に關して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に対し、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 第二十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による検査について準用する。
- (介護機関の指定等)
- 第五十五条 厚生労働大臣は、國の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人保健施設、介護老人保健施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者、特定介

護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当する機関を指定する。

2 介護機関について、別表第二の第一欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。

3 前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第三欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

4 第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第四欄に掲げる場合に該当するときは、その該当する期間、その効力（それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定又は許可の効力が停止された部分に限る。）を停止する。

5 第四十九条の二（第二項第一号を除く。）の規定は、第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものと除外する。）について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを除く。）について準用する。この場合において、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは、「第五十四条の二第一項の規定により指定を受けた介護機関（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）を除く。）について準用する。この場合において「指定介護機関」という。）と、同条第二項及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは、「指定介護機関」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは、「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものと除外する。）」と、同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは、「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百一十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは、「厚生労働省令で定める介護予防・日常生活支援事業者（第二項本文の規定により指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）を除く。）について準用する。この場合において「指定介護機関」とあるのは、「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは、「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関」とあるのは、「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは、「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは、「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関」とあるのは、「指定介護機関」と、「命じ、指定医療機関」とあるのは、「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは、「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

#### （助産機関及び施術機関の指定等）

第五十五条 都道府県知事は、助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師について、この法律による出産扶助のための助産又はこの法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。

2 第四十九条の二第二項、第二項（第一号、第四号ただし書、第七号及び第九号を除く。）及び第三項の規定は、前項の指定について、第五十条、第五十条の二、第五十一条（第二項第四号、第六号ただし書及び第十号を除く。）及び第五十四条の規定は、前項の規定により指定を受けた助産師並びにあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第二項中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、同項第四号中「者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知が附された日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者が当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）」とあるのは「者」と、同条第三項中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは、「第五十五条第一項の規定により指定を受けた助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師（以下この章においてそれぞれ「指定助産機関」又は「指定施術機関」という。）」と、同条第二項中「指定医療機関」とあるのは、「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは、「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは、「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第四十九条の二第一項及び第三項の規定は、第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものに限る。）について、第五十条、第五十一条（第二項第一号、第八号及び第十号を除く。）、第五十二条から前条までの規定は、第一項の規定により指定を受けた介護機関（第五十二条第一項及び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは、「指定介護機関」とあるのは、「第五十四条の二第一項の規定により指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは、「指定介護機関」と、第五十二条第一項中「指定医療機関」とあるのは、「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）」と、同条第二項中「指定医療機関」とあるのは、「指定介護機関」と、「命じ、指定医療機関」とあるのは、「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは、「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十五条の二 第五十二条及び第五十三条の規定は、医療保護施設について準用する。

(告示)

第五十五条の三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

一 第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をしたとき。

二 第五十条の二（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

三 第五十一条第一項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定の辞退があつたとき。

四 第五十一条第二項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定を取り消したとき。

## 第八章 就労自立給付金及び進学準備給付金

（就労自立給付金の支給）  
第五十五条の四 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域内にある）被保護者であつて、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなかつたと認めしたものに対し、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する。

2 前項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

3 第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の一部を、政令で定めるところにより、他の就労自立給付金を支給する者に委託して行うことを妨げない。

（進学準備給付金の支給）  
第五十五条の五 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内にある）被保護者（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。）であつて教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの（次条において「特定教育訓練施設」という。）に確実に入学する見込まれるものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学準備給付金を支給する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、進学準備給付金の支給について準用する。  
（報告）  
第五十五条の六 第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者又は前条第一項の規定により進学準備給付金を支給する者（第六十九条において「支給機関」という。）は、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給又は第七十八条第三項の規定の施行のために必要があると認めるときは、被保護者であつた者又はこれらの者に係る雇主若しくは特定教育訓練施設の長その他の関係人に、報告を求めることができる。

（被保護者就労支援事業）  
第九章 被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業  
第五十五条の七 保護の実施機関は、就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業（以下「被保護者就労支援事業」という。）を実施するものとする。

2 保護の実施機関は、被保護者就労支援事業の事務の全部又は一部を当該保護の実施機関以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託を受けた事務に関する問題につき、被保護者から相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことができる。

(被保護者健康管理支援事業)

第五十五条の八 保護の実施機関は、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図るために事業（以下「被保護者健康管理支援事業」という。）を実施するものとする。

2 保護の実施機関は、被保護者健康管理支援事業の実施に關し必要があると認めるときは、市町村長その他厚生労働省令で定める者に対し、被保護者に対する健康増進法（平成十四年法律第二百三号）による健康増進事業の実施に關する情報その他の厚生労働省令で定める必要な情報の提供を求めることができる。

3 前条第一項及び第三項の規定は、被保護者健康管理支援事業の実施に資するため、被保護者の年齢別及び地域別の疾病の動向その他被保護者の医療に関する情報について調査及び分析を行い、保護の実施機関に対して、当該調査及び分析の結果を提供するものとする。

2 保護の実施機関は、厚生労働大臣に対して、前項の規定による調査及び分析の実施に必要な情報を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域内にある）被保護者であつて、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなかつたと認めしたものに対し、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による調査及び分析に係る事務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。この場合において、厚生労働大臣は、委託を受けた者に対して、当該調査及び分析の実施に必要な範囲内において、当該調査及び分析に必要な情報を提供することができる。

4 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第十九章 被保護者の権利及び義務  
（不利益変更の禁止）  
第五十六条 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることはできない。  
（公課禁止）  
第五十七条 被保護者は、保護金品及び進学準備給付金を標準として租税その他の公課を課せられることがない。  
（差押禁止）  
第五十八条 被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学準備給付金又はこれらを受けける権利を差し押さえされることがない。  
（譲渡禁止）  
第五十九条 保護又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。

（生活上の義務）  
第六十条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他の生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

（届出の義務）  
第六十一条 被保護者は、収入、支出その他の生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。  
（指示等に従う義務）  
第六十二条 被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくは

これらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

## 2 保護施設を利用する被保護者は、第四十六条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。

3 保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対する弁明の機会を与えるなければならない。この場合には、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

5 第三項の規定による処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

## （費用返還義務）

第六十三条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第六十四条 第十九条第四項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分並びに第五十五条の四第二項（第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。第六十六条第一項において同じ。）の規定により市町村長が就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

（審査期間）  
第六十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保護の決定及び実施に関する処分又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する処分についての審査請求がされたときは、当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

一 行政不服審査法第四十三条第一項の規定による諮問をする場合 七十日  
二 前号に掲げる場合以外の場合 五十日

2 審査請求人は、審査請求をした日（行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。第一号において同じ。）から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に裁決がないときは、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該審査請求を棄却したものとみなすことができる。  
一 当該審査請求をした日から五十日以内に行政不服審査法第四十三条第三項の規定により通知を受けた場合 七十日  
二 前号に掲げる場合以外の場合 五十日

## （再審査請求）

第六十六条 市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分若しくは第十九条第四項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決又は市町村長がした就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する処分若しくは第五十五条の四第二項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 前条第一項（各号を除く。）の規定は、再審査請求の裁決について準用する。この場合において、同項中「当該審査請求」とあるのは、「当該再審査請求」と、「第二十三条」とあるいは「第

六十六条第一項において読み替えて準用する同法第二十三条」と、「次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内」とあるのは、「七十日以内」と読み替えるものとする。

## 第六十七条及び第六十八条 削除

### （審査請求と訴訟との関係）

第六十九条 この法律の規定に基づき保護の実施機関又は支給機関がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

### 第十二章 費用

#### （市町村の支弁）

第七十条 市町村は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 その長が第十九条第一項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する次に掲げる費用

イ 保護の実施に要する費用（以下「保護費」という。）

ロ 第三十条第一項ただし書 第三十三条第二項又は第三十六条第二項の規定により被保護者を委託する場合に、これに伴い必要な事務費（以下「委託事務費」という。）

ハ 第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を日常生活支援居宅施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはその入所をこれらの施設に委託し、又は私人の家庭に養護を委託する場合に、これに伴い必要な事務費（以下「委託事務費」という。）

二 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、都道府県知事又は他の市町村長が第十九条第二項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

三 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、他の町村長が第十九条第六項の規定により行う保護に係る保護費、保護施設事務費及び委託事務費

四 その設置する保護施設の設備に要する費用（以下「設備費」という。）

五 その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給付金の支給（同条第三項の規定により委託を受けて行うものと含む。）及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学準備給付金の支給（同条第二項において準用する第五十五条の四第三項の規定により委託を受けて行うものと含む。）に要する費用

六 その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支援事業及び第五十五条の八の規定により行う被保護者健康管理支援事業の実施に要する費用

七 この法律の施行に伴い必要なその人件費

八 この法律の施行に伴い必要なその事務費（以下「行政事務費」という。）

（都道府県の支弁）  
第七十一条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。  
一 その長が第十九条第一項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費  
二 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、他の都道府県知事又は市町村長が第十九条第二項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費  
三 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、他の都道府県知事又は市町村長が第十九条第二項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行うものと含む。）及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学準備給付金の支給（同条第三項の規定により委託を受けて行うものと含む。）に要する費用

四 その設置する保護施設の設備費

給付金の支給（同条第二項において準用する第五十五条の四第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。）に要する費用

六 その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支援事業及び第五十五条の八の規定により行う被保護者健康管理支援事業の実施に要する費用

七 この法律の施行に伴い必要なその人件費

八 この法律の施行に伴い必要なその行政事務費

（繰替支弁）

第七十二条 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、政令の定めるところにより、その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内の保護施設、指定医療機関その他これらに準ずる施設で厚生労働大臣の指定するものにある被保護者につき他の都道府県又は市町村が支弁すべき保護費及び保護施設事務費を一時繰替支弁しなければならない。

二 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、その長が第十九条第二項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

三 町村は、その長が第十九条第六項の規定により行う保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

（都道府県の負担）

第七十三条 都道府県は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。

一 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の一

二 宿所提供的施設又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十八条に規定する母子生活支援施設（第四号において「母子生活支援施設」という。）にある被保護者（これらの施設を利用するに至る前からその施設の所在する市町村の区域内に居住地を有していた被保護者を除く。同号において同じ。）につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の一

三 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した就労自立給付金費（就労自立給付金の支給に要する費用をいう。以下同じ。）及び進学準備給付金費（進学準備給付金の支給に要する費用をいう。以下同じ。）の四分の一

四 宿所提供的施設又は母子生活支援施設にある被保護者につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した就労自立給付金費及び進学準備給付金費の四分の一

（都道府県の補助）

第七十四条 都道府県は、左に掲げる場合においては、第四十一条の規定により設置した保護施設の修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

二 その保護施設を利用することができるその地域における被保護者の保護のため極めて効果的であるとき。

三 その地域に都道府県又は市町村の設置する同種の保護施設がないか、又はあつてもこれに収容若しくは供用の余力がないとき。

四 その予算について、必要な変更をすべき旨を指示することができる。

五 厚生労働大臣及び都道府県知事は、その保護施設の予算が、補助の効果を上げるために不適当と認めるときは、その予算について、必要な変更をすべき旨を指示することができる。

六 厚生労働大臣及び都道府県知事は、その保護施設の職員が、この法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分に違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示することができる。

（准用規定）

第七十四条の二 社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第一号の規定又は同法第三条第一項第四号及び同条

第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付を受けた保護施設に準用する。

（国の負担及び補助）

一 市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の三

二 市町村が支弁した被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業に係る費用のうち、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の四分の三

三 市町村が支弁した被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業に係る費用のうち、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の四分の三

四 都道府県が支弁した被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業に係る費用のうち、当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三

五 都道府県又は市町村は、前項の費用について、その遺留の物品の上に他の債権者の先取特權に對して優先権を有する。

（遺留金品の処分）

第七十六条 第十八条第二項の規定により葬祭扶助を行う場合においては、保護の実施機関は、その死者の遺留の金銭及び有価証券を保護費に充て、なお足りないとときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができる。

二 都道府県又は市町村は、前項の費用について、その遺留の物品の上に他の債権者の先取特權に對して優先権を有する。

（損害賠償請求権）

第七十六条の二 都道府県又は市町村は、被保護者の医療扶助又は介護扶助を受けた事由が第三者の行為によつて生じたときは、その支弁した保護費の限度において、被保護者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

（時効）

第七十六条の三 就労自立給付金又は進学準備給付金の支給を受ける権利は、これを行なうことができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

（費用等の徴収）

第七十七条 被保護者に対する民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

二 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。

（第七十七条の二）急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

二 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

第七十八条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

二 偽りその他の不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付を要する費用の支払を受けた指定医療機関、第五十四条の二第一項の規定により指定を受けた介護機関（同条第二項本

文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。) 又は第五十五条第一項の規定により指定を受けた助産師若しくはあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師(以下この項において「指定医療機関等」という。)があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関等から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 前条第二項の規定は、前三項の規定による徴収金について準用する。

**第七十八条の二** 保護の実施機関は、被保護者が、保護商品(金銭給付によつて行うものに限る。)の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護商品の一部を、第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に對して保護商品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

2 第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、被保護者が、就労自立給付金の支給を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該就労自立給付金の額の全部又は一部を、第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に對して就労自立給付金を支給する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

3 前二項の規定により第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定による徴収金が徴収されたときは、当該被保護者に對して当該保護商品(第一項の申出に係る部分に限る。)の交付又は当該就労自立給付金(前項の申出に係る部分に限る。)の支給があつたものとみなす。

(返還命令)

**第七十九条** 国又は都道府県は、左に掲げる場合においては、補助金又は負担金の交付を受けた保護施設の設置者に対して、既に交付した補助金又は負担金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

1 補助金又は負担金の交付条件に違反したとき。

2 詐偽その他不正な手段をもつて、補助金又は負担金の交付を受けたとき。

3 保護施設の経営について、當利を図る行為があつたとき。

4 保護施設が、この法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする处分に違反したとき。

(返還の免除)

**第八十条** 保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護商品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができる。

### 第十三章 雜則

(受給者番号等の利用制限等)

**第八十条の二** 厚生労働大臣、保護の実施機関、都道府県知事、市町村長、指定医療機関その他の保護の決定若しくは実施に関する事務若しくは被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務又はこれらに関連する事務(以下この項及び次項において「保護の決定・実施に関する事務等」という。)の遂行のため受給者番号等(厚生労働大臣が保護の決定・実施に関する事務等のをいう。)及び受給者番号(保護の実施機関が被保護者に係る情報を管理するための番号とし

て、被保護者ごとに定めるものをいう。)を用いる者として厚生労働省令で定める者(以下この条において同じ。)は、当該保護の決定・実施に関する事務等の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る受給者番号等を告知することは求めなければならない。

2 厚生労働大臣等以外の者は、保護の決定・実施に関する事務等の遂行のため受給者番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る受給者番号等を告知することは求めなければならない。

3 何人も次に掲げる場合を除き、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約(以下この項において「契約」という。)の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る受給者番号等を告知することを求めてはならない。

1 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する場合に、受給者番号等を告知するとき。

2 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、受給者番号等を告知することを求めるとき。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、受給者番号等の記録されたデータベース(その者以外の者に係る受給者番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体的に構成したものと zwar)であつて、当該データベースに記録された情報が、その者に提供されることが予定されているもの(以下この項において「提供データベース」という。)を構成してはならない。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、受給者番号等の記録されたデータベース(その者以外の者に係る受給者番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体的に構成したものと zwar)であつて、当該データベースに記録された情報が、その者に提供されることが予定されているもの(以下この項において「提供データベース」という。)を構成するとき。

5 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対する、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

**第八十条の三** 厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に關し必要があると認めるとときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十八条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託)

**第八十条の四** 保護の実施機関は、医療の給付、被保護者健康管理支援事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る被保護者又は被保護者であつた者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に係る事務を、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に委託することができる。

2 保護の実施機関は、前項の規定により事務を委託する場合は、他の保護の実施機関、社会保険診療報酬支払基金法第一条に規定する保険者、法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて厚生労働省令で定めるもの並びに介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区と共同して委託するものとする。

(関係者の連携及び協力)

**第八十条の五** 国、都道府県及び市町村並びに指定医療機関その他の関係者は、第三十四条第六項に規定する電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進によ

り、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）その他医療に関する給付を定める法令の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

**第八十条** （後見人選任の請求）

被保護者が未成年者又は成年被後見人である場合において、親権者及び後見人の職務を行つ者がないときは、保護の実施機関は、すみやかに、後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

（都道府県の援助等）

**第八十一条の二** 都道府県知事は、市町村長に対し、保護並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務の適正な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、前項に規定するもののほか、市町村長に対し、被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

（情報提供等）

**第八十二条の三** 保護の実施機関は、第二十六条の規定により保護の廃止を行ふに際しては、当該保護を廃止される者が生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）第三条第一項に規定する生活困窮者に該当する場合には、当該者に対して、同法に基づく事業又は給付金についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

**第八十三条** 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあっては、理事会）又は広域連合の長（同法第二百九十五条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会）を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

（保護の実施機関が変更した場合の経過規定）

**第八十四条** 町村の福祉事務所の設置又は廃止により保護の実施機関に変更があつた場合においては、変更前の保護の実施機関がした保護の開始又は変更の申請の受理及び保護に関する決定は、変更後の保護の実施機関がした申請の受理又は決定とみなす。但し、変更前に行われ、又は行われるべきであつた保護に関する費用の支弁及び負担については、変更がなかつたものとする。

（厚生労働大臣への通知）

**第八十五条の二** 都道府県知事は、指定医療機関について第五十一条第二項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止した場合において、健康保険法第八十条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、その事実を通知しなければならない。

**第八十六条** この法律で政令に委任するものを除く外、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

（大都市等の特例）

**第八十七条の二** この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

2 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

（保護の実施機関についての特例）

**第八十八条の三** 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に入所している者、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第十二条第一項第一号の規定により養護老人ホームに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホームに入所している者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第五条第一項の主務省令で定める施設に入所している者に対する保護についての規定期定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて障害者支援施設のぞみの園若しくは同法第五条第一項若しくは第三十条第一項ただし書の規定により入所しているものとみなして、第十九条第三項の規定を適用する（緊急時における厚生労働大臣の事務執行）

**第八十九条の四** 第五十四条第一項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

（事務の区分）

**第八十条の五** 別表第三の上欄に掲げる地方公共団体がそれぞれ同表の下欄に掲げる規定により処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（権限の委任）

**第八十二条の六** この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

（罰則）

**第八十三条** 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

2 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

**第八十四条の二** 第五十五条の七第三項（第五十五条の八第三項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の九第四項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

**第八十五条の三** 第八十一条の二第六項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

**第八十六条** 正当な理由がなくて第四十四条第一項、第五十四条第一項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第五十五条の六、第七十四条第二項第一号若しくは第八十条の三第三項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、正当な理由がなくて第五十四条第一項の規定による物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、同項若しくは第八十条の三第一項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなくて第二十八条第一項（要保護者が違反した場合を除く。）、第四十四条第一項、第五十四条第一項若しくは第八十条の三第一項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

**第八十七条** 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以トこの項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定のある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

#### 附 則 抄

##### （施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年五月一日以後の給付について適用する。

##### （生活保護法の廃止）

2 生活保護法（昭和二十一年法律第十七号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

##### （経過規定）

3 この法律の施行前においてされた保護の決定は、この法律に基いてされたものとみなす。

##### 4 この法律の施行前において、都道府県の設置した保護施設及び旧法第七条の規定により認可された市町村又は公益法人の設置した保護施設は、この法律に基いて設置され、又は認可された保護施設とみなす。

##### 5 この法律の施行前において、生活保護法施行令（昭和二十一年勅令第四百三十八号）第六条又は第七条の規定により厚生大臣の指定した医療施設並びに市町村長の指定した医師、歯科医師、薬剤師及び助産婦は、この法律に基いて厚生大臣又は都道府県知事の指定した医療機関及び助産機関とみなす。

##### 6 この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（読替規定）  
8 他の法令中に旧法の規定を掲げている場合において、この法律中にこれらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別な規定をする場合を除く外、各々この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとみなす。

9 国は、当分の間、都道府県（第八十四条の二第一項の規定により、都道府県が処理することとする規定を指しているものとみなす。）に對し、第七十五条第二項（国の無利子貸付け等）

の規定により厚生大臣の指定した医療施設並びに市町村長の指定した医師、歯科医師、薬剤師及び助産婦は、この法律に基いて厚生大臣又は都道府県知事の指定した医療機関及び助産機関とみなす。

10 この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（施行期日）  
11 前項に定めるもののほか、附則第九項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて第二十八条第一項（要保護者が違反した場合を除く。）、第四十四条第一項、第五十四条第一項若しくは第八十条の三第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、同項若しくは第八十条の三第一項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

12 国は、附則第九項の規定により都道府県に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業について、第七十五条第二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

13 都道府県が、附則第九項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十項及び第十一項の規定に基づき定められた償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

14 第七十九条の規定は、附則第九項の規定により国が都道府県に対し貸し付ける無利子貸付金について準用する。この場合において、同条中「補助金又は負担金の交付を受けた保護施設」とあるのは「貸し付けた貸付金」と、同条第一号中「補助金又は負担金の交付条件」とあるのは「貸付金の貸付条件」と、同条第二号中「補助金又は負担金の交付」とあるのは「貸付金の貸付け」と読み替えるものとする。

15 第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する介護扶助（施設介護に限る。以下同じ。）を介護老人福祉施設に委託して行つている場合は、当該介護老人福祉施設が入所定員の減少により地域密着型介護老人福祉施設となつた場合においても、当該被保護者に対する介護扶助を当該地域密着型介護老人福祉施設に継続して委託して行つて居る間は、その者に対して保護を行ふべき者については、その者に係る委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

16 （日常生活支援住居施設に入所中の被保護者に対する保護の実施機関の特例）  
当分の間、第十九条第三項の規定の適用については、同項中「更生施設」とあるのは、「更生施設、同項ただし書に規定する日常生活支援住居施設」とする。

#### （介護老人福祉施設に入所中の被保護者に対する保護の実施機関の特例）

##### （介護老人福祉施設に入所中の被保護者に対する保護の実施機関の特例）

1 この法律は、公布の日から施行する。

##### 附 則（昭和二十六年四月一日法律第一一六号）抄

1 この法律中第七条の改正に関する部分は、公布の日から起算して六月を経過した日から、その他の部分は、公布の日から施行する。

##### 附 則（昭和二六年五月三一日法律第一一六八号）抄

1 この法律は、昭和二十六年十月一日から施行する。但し、第四十一条から第四十三条まで及び第四十五条の改正規定は、同年六月一日から施行する。

2 第八十三条の規定は、この法律の施行により保護の実施機関に変更があつた場合に準用する。

3 2 社会福祉法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。

##### （施行期日）

1 この法律は、昭和二七年六月三〇日法律第二一九号）抄

##### 附 則（昭和二七年六月三〇日法律第二一九号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

##### 附 則（昭和二七年八月一四日法律第三〇五号）抄

1 この法律は、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定を除き、公布の日から施行し、附則第六条及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

10 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

11 前項に定めるもののほか、附則第九項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて第二十八条第一項（要保護者が違反した場合を除く。）、第四十四条第一項、第五十四条第一項若しくは第八十条の三第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、同項若しくは第八十条の三第一項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

12 国は、附則第九項の規定により都道府県に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業について、第七十五条第二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

13 都道府県が、附則第九項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十項及び第十一項の規定に基づき定められた償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

14 第七十九条の規定は、附則第九項の規定により国が都道府県に対し貸し付ける無利子貸付金について準用する。この場合において、同条中「補助金又は負担金の交付を受けた保護施設」とあるのは「貸し付けた貸付金」と、同条第一号中「補助金又は負担金の交付条件」とあるのは「貸付金の貸付条件」と、同条第二号中「補助金又は負担金の交付」とあるのは「貸付金の貸付け」と読み替えるものとする。

15 第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する介護扶助（施設介護に限る。以下同じ。）を介護老人福祉施設に委託して行つている場合は、当該介護老人福祉施設が入所定員の減少により地域密着型介護老人福祉施設となつた場合においても、当該被保護者に対する介護扶助を当該地域密着型介護老人福祉施設に継続して委託して行つて居る間は、その者に対して保護を行ふべき者については、その者に係る委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

16 （日常生活支援住居施設に入所中の被保護者に対する保護の実施機関の特例）  
当分の間、第十九条第三項の規定の適用については、同項中「更生施設」とあるのは、「更生施設、同項ただし書に規定する日常生活支援住居施設」とする。

		附 則（昭和二八年三月二三日法律第二一号）抄
1	この法律は、公布の日から施行する。	
附 則（昭和二八年八月一日法律第一一五号）抄		
（施行期日）		
1	この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。	
3 1	この法律施行の際、従前の法令の規定により置かれている機関又は職員は、それぞれ改正後の相当規定に基いて置かれたものとみなす。	
1	この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。	
附 則（昭和三一年六月一二日法律第一四八号）		
（施行期日）		
1	この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。	
2	この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に關し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）附則第四項及び第九項から第十五項までに定めるところによる。	
附 則（昭和三一年一二月一〇日法律第一七九号）		
1	この法律は、公布の日から施行する。	
2	この法律による改正前の生活保護法第四十九条の規定により都道府県知事が指定した薬剤師がこの法律の施行の際現に調剤に從事している薬局は、この法律による改正後の同法同条の規定により都道府県知事が指定した薬局とみなす。	
附 則（昭和三三年一月一七日法律第一九三号）抄		
この法律は、新法の施行の日（昭和三十四年一月一日）から施行する。		
附 則（昭和三七年五月一六日法律第一四〇号）抄		
この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。		
2 1	この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。	
3	この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。	
4	この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨の規定による改正後の規定による改正前の規定による出訴期間が進行している处分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。	
5	この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間がこの法律による改正後の規定による改正前の規定による出訴期間がかかるわらず、なお従前の例による。	
6	この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。	
7	この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律關係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。	
		8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。
		附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄
2 1	この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。	
		この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手続の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
3	この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。	
4	前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。	
5	第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。	
6	この法律の施行前にされた行政手續の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。	
7	この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	
8	前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。	
附 則（昭和三八年七月一一日法律第一三三号）抄		
（施行期日）		
第一条	この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律による改正後の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の規定は、この法律の施行の日から起算して三箇月を経過した日後にその期日が公示され、又は告示される選挙から適用する。	
附 則（昭和三九年六月三〇日法律第一二〇号）抄		
（施行期日）		
1	この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則（昭和四五年四月一四日法律第一九号）抄		
（施行期日）		
1	この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。	
附 則（昭和四八年七月二七日法律第六七号）抄		
（施行期日等）		
1	この法律は、公布の日から施行する。	
附 則（昭和六〇年五月一八日法律第三七号）抄		
（施行期日等）		
1	この法律は、公布の日から施行する。	
		この法律による改正後の法律の規定（昭和六十年度の特例に係る規定を除く。）は、同年度以降の年度の予算に係る国の負担（当該国に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。）若しくは補助（昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度以降の年度に支出される國の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の



(平成九年六月一一日法律第七四号) 抄

第一條 この法律は、平成十年四月一日から施行する。  
附 則 (平成九年二月一七日法律第一二四号) 抄  
この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一百中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限り、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五项、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定）の施行前

（国等の事務） 第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前に地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他の公共団体の事務（附則第一百六十二条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。  
(处分、申請等に関する経過措置)

第二百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為（以下この条において「处分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日ににおいてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた处分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第二百六十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

第二百六十三条 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。  
前項において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項に規定する第一号法定受託事務とする。

第二百六十三条 (罰則に関する経過措置)  
この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）  
この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討) 第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
附 則 (平成一一年二月八日法律第一五一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置） 第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第一百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(施行期日) 附 則 (平成一一年二月二二日法律第一六〇号) 抄  
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一一年六月七日法律第一一一号) 抄  
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二 第二条（社会福祉法第二条第三項第五号の改正規定を除く。）、第五条、第七条及び第十条の規定並びに第十三条中生活保護法第八十四条の三の改正規定（「収容されている」を「入所している」に改める部分を除く。）並びに附則第十一条から第十四条まで、第十七条から第十九条まで、第二十二条、第三十二条及び第三十五条の規定、附則第三十九条中国有財産特別措置法第二条第二項第一号の改正規定（「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める部分を除く。）及び同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定、附則第四十条の規定、附則第四十一条中老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）、第二十五条の改正規定（「社会福祉事業法第五十六条第二項」を「社会福祉法第五十八条第二項」に改める部分を除く。）並びに附則第五十二条（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第五十六条の改正規定を除く。）の規定

(検討)

**第二条** 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
**(罰則に関する経過措置)**

**第二十八条** この法律の施行前にした行為及び附則第二十六条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**(その他の経過措置の政令への委任)**

**第二十九条** 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。  
**(附 則) (平成一三年一二月一二日法律第一五三号) 抄**

**(施行期日)** 第二条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**(処分 手続等に関する経過措置)**

**第四十二条** この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条例において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしまるものとみなす。  
**(罰則に関する経過措置)**

**第四十三条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**(経過措置の政令への委任)**

**第四十四条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**(附 則) (平成一四年二月八日法律第一号) 抄**

**(施行期日)** 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**(附 則) (平成一五年七月一六日法律第一一九号) 抄**

**(施行期日)** 第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）の施行の日から施行する。

**(その他の経過措置の政令への委任)**

**第六条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**(罰則に関する経過措置)**

**(施行期日)** 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

**(罰則に関する経過措置)**

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(施行期日)** 第一条 この法律は、平成一七年六月二九日法律第七七号抄

**(施行期日)** 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

**第一条** 第一条、第五条、第八条、第十一條、第十三条及び第十五条並びに附則第四条、第十五条、第二十二条、第二十三条第二項、第三十二条、第三十九条及び第五十六条の規定

公布の日

(検討)

**第二条** 政府は、介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲について、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、その結果に基づいて、平成二十一年度を目途として所要の措置を講ずるものとする。

**(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)**

**第十九条** 附則第三条第一項の規定により、施行日から平成二十年四月一日までの間において条例で定める日までの間、新介護保険法第十八条第二号、第十九条第二項、第三十二条から第三十四条まで及び第四章第四節の規定が適用されない市町村の区域内に居住地（居住地がないか、又は明らかでない場合には、現在地とする。次項及び次条において同じ。）を有する被保険者（生活保護法第六条第一項に規定する被保険者をいう。以下同じ。）に対しては、第十四条の規定による改正後の生活保護法（以下「新生活保護法」という。）第十五条の二第一項第五号に規定する介護予防、同項第六号に規定する介護予防福祉用具及び同項第七号に規定する介護予防住宅改修に係る介護扶助は行わない。

**2** 前項の場合において、当該市町村の区域内に居住地を有する被保険者については、新介護保険法第七条第四項に規定する要支援者に該当する者を同条第三項に規定する要介護者に該当する者とみなして、新生活保護法第十五条の二の規定を適用する。

**第二十条** この法律の施行の際現に旧生活保護法第十五条の二の規定により介護扶助が行われている旧介護保険法第七条第二十一項に規定する介護老人福祉施設（入所定員が二十九人以下であるものに限る。）に委託して行つてゐる場合は、当該委託の継続中、その者に対して保護を行うべき者については、その者に係る委託前の居住地によつて定めるものとする。

**第二十一条** この法律の施行の際現に旧生活保険法第七条第三項に規定する要介護者及び同条第四項に規定する要支援者（介護保険の被保険者でない者に限る。）については、施行日から起算して二年間に限り、施行日以後引き続き、新介護保険法第七条第三項に規定する要介護者とみなして、新生活保護法第十五条の二の規定を適用する。

**第二十二条** この法律の施行の際現に旧生活保険法第三十四条の二第二項の規定による介護扶助（施設介護に限る。）が旧介護保険法第七条第二十一項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十ニ項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十三項に規定する介護療養型医療施設（以下この条において「介護扶助施設」という。）に委託して行わわれている被保険者であつて、新介護保険法第七条第四項に規定する要支援者であるものは、施行日から起算して三年間に限り、施行日以後引き続き当該介護扶助施設に入所し、又は入院してゐる間は、同条第三項に規定する要介護者とみなして、新生活保険法第十五条の二第一項の規定を適用する。

**第二十二条** 新生活保険法第五十四条の二第二項の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。  
**(罰則に関する経過措置)**

**第五十五条** この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**(その他の経過措置の政令への委任)**

**第五十六条** 附則第三条から第二十七条まで、第三十六条及び第三十七条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**(附 則) (平成一七年一一月七日法律第一二三号) 抄**

**(施行期日)** 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四条、第四十四条、第一百一条、第一百三条、第一百六十三条から第百十八条まで及び第一百二十二条の規定 公布の日

二 第五条第一項（居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。）、第三項、第五项、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第二十八条第一項（第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十八条から第四十条まで、第四十一条（指定障害者支援施設及び指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。）、第四十二条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項（指定相談支援事業者及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。）、第四十九条第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第五十条第三項及び第四項、第五十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第七十条から第七十二条まで、第七十三条、第七十四条第二項及び第七十五条（療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。）、第二章第四節、第三章、第四章（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。）、第五章、第九十二条第一号（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。）、第二号（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。）、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号（第九十二条第三号に係る部分に限る。）、及び第二項、第九十五条第一項第二号（第九十二条第二号に係る部分を除く。）、及び第二項第二号、第九十六条、第一百十条（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第一百十二条（第四十八条第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。）並びに第一百二十四条並びに第一百五十五条第一項及び第二項（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）並びに附則第十八条から第二十三条规定による改正後の生活保護法第八十四条の三の規定は、施行日以後に、同条に規定する施設又は住居に入所し、又は入居した者について、適用する。

第三十一条 第八十九条 当分の間、附則第七十九条の規定による改正後の生活保護法（以下この条において「新法」という。）第八十四条の三中「第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）」とあるのは「第十八条第一項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）」第五条第十八項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者若しくは身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と、「第十六条第一項第二号」とあるのは「第十五条の四の規定により共同生活援助を行う住居に入居している者若しくは同法第十六条第一項第二号」と、「に対する」とあるのは「若しくは共同生活援助を行う住居に入居

している者に対する」と、「施設に引き続き入所して」とあるのは「施設又は住居に引き続き入所し、又は入居して」とする。

二 前項の規定により読み替えられた新法第八十四条の三の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に、同項の規定により読み替えられた新法第八十四条の三に規定する施設又は附則第四十一条第一項又は第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設又は附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮を除く。）は、障害者支援施設とみなして、新法第八十四条の三の規定を適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十二条 この附則に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第三十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によるところに於けるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の委任）

第三十四条 この附則に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第三十五条 附則（平成一八年三月三一日法律第二〇号）抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。  
(児童手当法等の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律による改正後の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国、都道府県若しくは市町村（特別区を含む。以下同じ。）の負担（平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担を除く。）又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担については、なお従前の例による。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条 第七条 この法律の施行前に行われた第四条の規定による改正前の生活保護法（以下「旧生活保護法」という。）附則第九項の規定による國の貸付けについては、旧生活保護法附則第十三項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同項中「附則第九項」とあるのは、一国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号）第四条の規定による改正前の生活保護法（以下「旧生活保護法」という。）附則第九項」と、「第七十五条第一項」とあるのは「旧生活保護法第七十五条第一項」とする。

第三十七条 第四条の規定による改正後の生活保護法（以下「新生活保護法」という。）附則第十項、第十一項、第十三項及び第十四項の規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた旧生活保護法附則第九項の貸付金についても、適用する。この場合において、新生活保護法附則第十項中「前項」とあるのは、「国」の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号）附則第十三項において「一部改正法」という。）第四条の規定による改正前の生活保護法（以下「旧生活保護法」という。）附則第九項」とあるのは、「旧生活保護法附則第九項」と、「前項」とあるのは、「一部改正法附則第九項」とあるのは、「旧生活保護法附則第九項」と、「前項」とあるのは、「一部改正法附則第九項」と、「前項」とあるのは、「旧生活保護法附則第九項」と、「前項」とあるのは、「旧生活保護法附則第九項」と、「前項」とあるのは、「旧生活保護法附則第九項」と、「前項」とあるのは、「市町村又は都道府県」とする。



項の規定による新自立支援法第五十一条の十七第一項第一号の指定の手続、新児童福祉法第二十一条の五の十五の規定による新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定の手続、新児童福祉法第二十四条の二十八第一項の規定による新児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の指定の手続、新児童福祉法第三十四条の三第二項の届出その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

#### (罰則の適用に関する経過措置)

**第三十八条** この法律の施行前にした行為並びに附則第十三条及び第三十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第三十九条** この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

#### 附 則 (平成二十三年五月二日法律第四〇号)

抄

**第一条** (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

#### (調整規定)

**第十三条** この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)の施行の日前である場合には、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでに於いて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号の改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、同法附則に三条を加える改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、「第七十四条」とあるのは「第七十五条」と、「第七十五条」とあるのは「第七十六条」とする。

#### 附 則 (平成二十三年五月二日法律第五三号)

抄

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

#### 附 則 (平成二十三年六月二一日法律第七〇号)

抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

#### 附 則 (平成二十三年六月二二日法律第七二号)

抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

**第一条** この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

#### 附 則 (平成二十三年六月二二日法律第七二号)

抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

**第二条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### (生活保護法の一部改正に伴う経過措置)

**第二十二条** 前条の規定による改正後の生活保護法(以下「新生活保護法」という。)第五十四条の二第一項の指定の手続は、施行日前においても行うことができる。

#### 第二十三条 新生活保護法附則第十五項の規定は、新生活保護法第三十二条第四項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に施行日以後になつたものに新生活保護法第三十四条の二第二項の規定により委託して介護扶助が行われている新生活保護法第六条第一項に規定する被保護者について、適用する。

#### (罰則に関する経過措置)

**第五十一条** この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 第五十二条 この附則に定めるもののはか、この法律の施行に際し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

#### 附 則 (平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号)

抄

#### (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 一 略

**二** 第二条、第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る)、第十四条(地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の項、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の項、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項並びに別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成四年法律第七十八号)の項の改正規定に限る)、第十七条から第十九条まで、第二十二条(児童福祉法第二十一条の五の六、第二十二条の五の十五、第二十二条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る)、第二十一条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十二条の改正規定に限る)、第三十五条、第三十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く)、第三十九条、第四十三条(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る)、第五十一条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る)、第五十四条(障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く)、第六十五条(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く)、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る)、第一百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る)、第一百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る)、第一百三条、第一百十五条(駐車場法第四条の改正規定を除く)、第一百七条、第一百八条、第一百十五条(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る)、第一百十六条(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く)、第一百十八条(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る)、第一百二十条(都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く)、第一百二十二条(都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九条の三、第一百四十二条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る)、第一百二十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く)、第一百二十八条(都市緑地法

第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。)、第一百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四条及び第一百九条の二の改正規定に限る。)、第一百四十二条(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。)、第一百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第一百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第一百九十二条、第一百九十七条、第二百三十三条、第二百四十五条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。)、第一百五十五条(都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。)、第一百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二十一条の改正規定を除く。)、第一百五十七条、第一百五十八条(景観法第五十七条の改正規定に限る。)、第一百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(第二項第二号イ)を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。)並びに同法第十二条及び第十三条の改正規定に限る。)、第一百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第十条、第十二条、第一百五十七条、第一百五十八条(景観法第五十七条の改正規定に限る。)、第一百五十六条第二項及び第五十六条の改正規定を除く。)、第一百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。)、第一百六十九条、第一百七十七条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十二条の改正規定に限る。)、第一百七十四条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第一百七十五条(地域における第三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。)、第一百八十七条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定(第四条第三項)を「第四条第四項」に改める部分を除く。)、同法第二十九条第四項の改正規定(第四条第三項)を「第四条第四項」に改める部分を除く。)並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。)の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条规定から第三项まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四项、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十六条、第五十七条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三项まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三项、第八十三条、第八十七条(地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。)、第八十九条、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。)、第一百一条、第一百二条、第一百五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百十七条(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十一年法律第七十二号)第四条第八項の改正規定に限る。)、第一百十九条、第一百二十一条の二並びに第一百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日 (生活保護法の一部改正に伴う経過措置)

**第二十二条** 第三十一条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の生活保護法(附則第二十三条第二項において「新生活保護法」という。)第二十九条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。  
(罰則に関する経過措置)

**第八十一条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合に(政令への委任)

**第八十二条** この附則に規定するもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。  
(検討)

第一百二十三条

2 政府は、新児童福祉法第二十一条の五の十五(新児童福祉法第二十四条の九において準用する場合を含む。)、新医療法第七条の二、第十八条及び第二十一条、新生活保護法第三十九条、新社会福祉法第六十五条並びに新障害者自立支援法第三十六条(新障害者自立支援法第三十八条において準用する場合を含む。)の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方にについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則 (平成二三年一月一四日法律第一二二号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 附 則 第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

#### 附 則 (平成二四年六月二七日法律第五一号) 抄

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 附 則 第十条及び第二十八条の規定 公布の日

**第二** 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日

#### 附 則 (政令への委任)

**第十条** 附則第四条から前条まで、第十六条及び第二十五条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成二四年九月五日法律第七二号) 抄

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十六条、第八十条、第八十一条、第八十六条、第一百条第十四項及び第十五項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、第一百九条の改正規定、第一百九条の二を削る改正規定、第一百十条、第一百十一条、第一百二十七条第一項、第二百七条及び第二百五十条の二第二項の改正規定、第二編第十一章第二節第五款中第二百五十二条を第二百五十二条の六とし、同条の次に二条を加える改正規定、同章第三節第一款中第二百五十二条の六の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の七の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の八、第二百五十二条の十七の四、第二百五十五条の五及び第二百八十六条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第二百八十七条及び第二百八十七条の三の改正規定、同条を第二百八十七条の四とし、第二百八十七条の二を第二百八十七条の三とし、第二百八十七条の次に一条を加える改正規定、第二百八十八条から第二百九十条まで、第二百九十二条第一項、第二百九十二条第二項、第二百九十三条の二第四項、第二百九十四条の四第四項、第二百九十五条の八第二項、第二百九十五条の十三及び第二百九十八条第一項の改正規定並びに別表第一地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の項の改正規定並びに附則第三条、第六条、第八条及び第十条から第十四条までの規定、附則第十五条中市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第十四条第四項第二号の改正規定並びに附則第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則 (平成二四年一月二六日法律第一〇二号) 抄

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税率の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 附 則 第三条及び第二十三条の規定 公布の日

(政令への委任)  
第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成二五年一月二七日法律第八四号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(罰則に関する経過措置)

第一百条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

**附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇三号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の公

布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

**附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇四号) 抄**

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第八条、第十条、第十三条及び第十七条の規定 公布の日

二 第一条中生活保護法第三十四条の改正規定(同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える部分に限る。)及び同法第六十条の改正規定 平成二十六年一月一日

三 第二条の規定 平成二十七年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第一条及び第二条の規定による改正後の生活保護法の規定の施行の状況を勘案し、同法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(申請による保護の開始及び変更に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた保護の開始又は変更の申請であつて、この法律の施行の際、保護の開始又は変更の決定がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の生活保護法(以下「平成二十六年改正後生活保護法」という。)(調査の嘱託に関する経過措置)

第二十四条第八項の規定は、施行日以後にされた保護の開始の申請について適用する。

(指定医療機関に関する経過措置)

第四条 施行日前にされた第一条の規定による改正前の生活保護法(以下「旧法」という。)第二十九条の規定による調査の嘱託については、なお従前の例による。

(指定医療機関に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第四十九条(附則第十六条の規定による改正前の道州制特別「旧道州制特区法」という。)第十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は薬局指定を受けている病院若しくは診療所(旧法第四十九条の政令で定めるものを含む。)は、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条(附則第十六条の規定による改正後の

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(次条第一項において「新道州制特区法」という。)第十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。)の指定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の指定を受けたものとみなされた病院若しくは診療所(同条の政令で定めるものを含む。以下この項及び次項において同じ。)又は薬局に係る当該指定は、当該病院若しくは診療所又は薬局が、施行日から一年以内であつて厚生労働省令で定める期間内に平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の二第一項の申請をしないときは、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の三第一項の規定にかかわらず、当該期間の経過によって、その効力を失う。

3 第一条の規定により平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の指定を受けたものとみなされた病院若しくは診療所又は薬局の当該指定に係る施行日後の最初の更新については、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の三第一項中「六年ごと」とあるのは、「生活保護法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四号)附則第五条第一項の規定により第四十九条の指定を受けたとみなされた日から厚生労働省令で定める期間を経過する日まで」とする。

4 この法律の施行の際現に旧法第四十九条の指定を受けている医師又は歯科医師は、診療所を開設しているものとみなし、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の指定を受けたものとみなして、平成二十六年改正後生活保護法及び前二項の規定を適用する。(指定介護機関に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に旧法第五十四条の二第一項(旧道州制特区法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の指定を受けている介護機関は、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第一項(新道州制特区法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の指定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により平成二十六年改正後生活保護法別表第二の上欄に掲げる介護機関であつて、旧法第五十四条の二第二項の規定の適用を受けたものについては、平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第二項の規定の適用を受けたものとみなして、同条第三項の規定を適用する。

(助産機関等に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧法第五十五条において準用する旧法第四十九条の指定を受けている助産師、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師は、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第五十五条第一項の指定を受けたものとみなす。(指定医療機関等の申請に関する経過措置)

第八条 平成二十六年改正後生活保護法第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定を受けようとする者は、施行日前においても、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の二第一項(同条第四項(平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。)並びに平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定の例により、その申請をすることができる。(指定又は指定の取消しの要件に関する経過措置)

第九条 平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の二第二項各号若しくは第三項各号(これらの規定を同条第四項(平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第二項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)並びに平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第二項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)又は第五十二条第二項各号(平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第二項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する行為を行つた者について適用する。

(就労自立給付金に係る施行前の準備)

**第十一条** 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、施行日前においても、平成二十六年改正後生活保護法第五十五条の四の規定による就労自立給付金の支給に必要な準備行為をすることができる。

(費用等の徴収に関する経過措置)

**第十二条** 平成二十六年改正後生活保護法第七十八条第二項及び第四項(同条第一項に係る部分に限る)の規定は、施行日以後に都道府県又は市町村の長が支弁した保護費の費用に係る徴収金の徴収について適用し、施行日前に都道府県又は市町村の長が支弁した保護費の費用の徴収については、なお従前の例による。

2 平成二十六年改正後生活保護法第七十八条第二項及び第四項(同条第二項に係る部分に限る)の規定は、施行日以後に都道府県又は市町村の長が支弁した同条第二項に規定する指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関からの徴収金の徴収について適用する。

3 平成二十六年改正後生活保護法第七十八条第二項及び第四項並びに前項の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第一百三十条の二第一項の規定により、なおその効力を有することとされる同法附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法第五十条の二第二項の規定を受けた介護療養型医療施設について準用する。

**第十三条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によるとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

**第十四条** 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成二五年一二月一三日法律第一〇五号)  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

**第十五条** 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成二六年四月二三日法律第二八号)  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

**第十六条** 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日  
二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条まで  
の規定 平成二十六年十月一日  
(政令への委任)

**第十七条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。運送業者等の徴収金の徴収について適用する。

**附 則** (平成二六年六月一三日法律第六九号)  
(施行期日)  
第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

**附 則** (平成二六年六月一三日法律第六九号)  
(施行期日)  
第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。  
(経過措置の原則)

**第五条** 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前に

された行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

**第六条** この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提

起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することはできないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則** (平成二六年六月二五日法律第八三号)  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日  
(二 略)

三 第二条の規定、第四条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第三項、第五十三条、第五十四条の二第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第三項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第一項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第一百十五条の十二、第一百十五条の二十二第一項及び第一百十五条の四十五の改正規定、同法第一百十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第一百十五条の四十六及び第一百十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第一百十五条の四十八を同法第一百十五条の四十九とし、同法第一百十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第一百七十七条、第一百十八条、第二百二十二条の二、第二百二十三条第三項及び第一百二十四第三項の改正規定、同法第一百二十四の次に二条を加える改正規定、同法第二百六条第一項、第二百二十七条、第二百二十八条、第二百四十二条の見出し及び同条第一項、第二百四十八条第二項、第二百五十二条及び第二百五十三条並びに第二百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第一百七十九条から第二百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条及び第一百五十五条並びに附則第九条第一項に掲げる改正規定、同法第二百六条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条及び第十四条の規定、第十二条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十六条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十七条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十八条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二项の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三



一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日  
(検討)

## 第二条

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)

第三十六条 前条の規定による改正後の生活保護法第五十四条の二第一項の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第四十九条 この附則に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

### 附 則 (平成三十一年六月八日法律第四四号) 抄

#### (施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条の四第二項及び第三項並びに第五十五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に一条を加える改正規定、同法第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第六号、第七十一条第五号及び第六号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三並びに第七十八条第三項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定(「支給機関」を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る。)、同法第八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)の項第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定(いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る。)並びに附則第二十三条及び二十四条の規定 公布の日  
二及び三 略

四 第四条中生活保護法第三十条第一項ただし書、第六十二条第一項及び第七十条第一号ハの改正規定並びに同法附則に一項を加える改正規定並びに第五条の規定(社会福祉法第一百六条の三第一項第三号の改正規定を除く。)並びに附則第五条、第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第十九条から第二十二条までの規定 平成三十一年一月一日  
(進学準備給付金の支給に関する特例)

五 第四条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第二十三条の規定による改正後の生活保護法(次条及び附則第四条において「第三条改正後生活保護法」という。)第五十五条の五の規定は、平成三十一年一月一日から適用する。

(保護の実施機関についての特例に係る経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に居宅介護(生活保護法第十五条の二第二項に規定する居宅介護(同項に規定する特定施設入居者生

活介護をいう。)に限る。)を居宅介護を行う者に委託し、又は介護予防(同条第五項に規定する介護予防をいう。以下この条において同じ。)(介護予防特定施設入居者生活介護(同法第十五条の二第五項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。)に限る。)を介護予防を行ふ者に委託して行つている場合においては、これらの介護扶助を受けている者については、第三条改正後生活保護法第十九条第三項の規定は適用しない。

(費用の徴収に関する経過措置)

第四条 第三条改正後生活保護法第七十七条の二の規定は、この法律の施行の日以後に都道府県又は市町村の長が支弁した保護に要する費用に係る徴収金の徴収について適用する。

## 第七条

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### (政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

### 附 則 (平成三十一年七月六日法律第七一号) 抄

#### (施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十四条及び第十五条の規定、附則第十八条中社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)別表第一第一十八号の改正規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第二十八条及び第三十八条第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定、附則第二十八条中厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第四条第一項第五十二号の改正規定及び同法第九条第一項第四号の改正規定(「(平成十年法律第四十六号)」の下に「、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分に限る。)並びに附則第三十条の規定 公布の日  
(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 附 則 (令和二年六月一〇日法律第四一号) 抄

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条、第七条及び第十条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条、第十一条、第十三条、第十五条及び第十六条の規定 公布の日  
(第六条の規定並びに附則第七条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)の項の改正規定に限る。)及び第十四条の規定 令和二年十月一日  
(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 附 則

(令和二年六月一二日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一号 第三条中介護保険法附則第十三条(見出しを含む。)及び第十四条(見出しを含む。)の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百三十条の二第一項の規定によりな

おそれ効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一号(見出しを含む。)及び第十二条(見出しを含む。)の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)附則第十条第三項及び第四項の改正規定を除く。)並びに附則第八条及び第九条の規定(公布の日

附 則

(令和三年六月一一日法律第六六号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。する情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。  
(政令への委任)  
第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

(令和四年六月一七日法律第六八号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一号 第五百九条の規定(公布の日)

附 則

(令和四年六月二二日法律第七六号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。

ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

附 則

(令和四年六月二二日法律第七六号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。

号

第一条 この法律は、令和四年法律第七十五号の施行の日から施行する。

附 則

(令和四年六月二二日法律第七六号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。

号

第一条 この法律は、令和四年法律第七十五号の施行の日から施行する。

号

第一条 第十一条社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前においても、第八条の規定による改正後の生活保護法第八十条の四第一項に規定する。(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前においても、第八条の規定による改正後の生活保護法第八十条の四第一項に規定する。

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第三条の規定、第六条の規定、第八条中精神保健福祉法第四条第一項の改正規定、第十条の規定、第十三条の規定（第二号に掲げる改正規定を除く）、第十四条の規定（同号に掲げる改正規定を除く）及び第十五条中精神保健福祉士法第二条の改正規定（第五条第十八項）を

〔第五条第十九項〕に改める部分に限る）並びに附則第六条、第二十七条、第二十八条、第三十一条から第三十四条まで、第三十八条、第四十一条及び第四十二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（施行期日）

附 則（令和五年五月八日法律第一九号）抄

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和五年五月一九日法律第三一号）抄

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

六 第一条中健康保険法第二百五条の四第二項の改正規定、第二条中船員保険法第一百五十三条の十第二項の改正規定、第四条中国民健康保険法第一百十三条の三第二項の改正規定、第六条中高齢者の医療の確保に関する法律第一百六十五条の二第二項の改正規定及び第十四条の規定並びに附則第十九条中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条の三第二項の改正規定、附則第二十条中国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第一百二十八号）第一百四条の二第二項の改正規定、附則第二十一条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）第一百四十四条の三第二項の改正規定、附則第二十四条（第二号に係る部分に限る）の規定、附則第二十六条中生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第八十条の四第二項の改正規定及び附則第二十九条の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

三 市町村長	八 公共職業安定所が行う職業紹介又は職業指導に関する情報
四 国土交通大臣	二 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は同法附則第二条第一項に規定する特例給付の支給に関する情報 三 健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報 四 戸籍又は除かれた戸籍に記載した事項に関する情報
五 税務署長	一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による障害児養育年金、障害年金又は遺族年金の支給に関する情報 二 駐車登録ファイルに登録を受けた自動車に関する情報 三 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）による職業転換給付金の支給に関する情報 四 國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）による給付金の支給に関する情報 五 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）による就職促進給付金の支給に関する情報 六 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）による給付金の支給に関する情報
六 都道府県知事、市長又は福祉事務所	一 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十七条から第二十九条までに規定する申告書、当該申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項に規定する期限後申告書、同法第十九条第三項に規定する修正申告書又は同法第二十八条第一項に規定する更正通知書若しくは決定通知書に関する情報 二 所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）第一百四十九条の規定により青色申告書に添付すべき書類（事業所得の金額の計算に関する明細書に限る。）に関する情報
七 都道府県知事又は市町村長	三 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による母子家庭自立支援給付金又は父子家庭自立支援給付金の支給に関する情報 四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十四号）による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 五 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報 六 生活困窮者自立支援法による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する情報

別表第一（第二十九条関係）

一 総務大臣又は都道府県知事	。による年金である給付の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの
二 厚生労働大臣	一 次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による給付の支給に関する情報 二 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）による援護に関する情報 三 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第二百六十一号）による留守家族手当の支給に関する情報 四 戰傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第二百六十八号）による療養手当の支給に関する情報 五 雇用保険法（昭和四十九年法律第二百十六号）による給付の支給に関する情報 六 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）による特別遺族給付金の支給に関する情報 七 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給に関する情報
三 市町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの

八	厚生労働大臣若しくは日本年金機構	厚生労働省令で定めるもの	法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
九	日本私立学校振興・共済事業団、国	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による求職者に対する職業訓練の実施に関する情報
十	市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律	厚生労働省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費の支給に関する情報
十一	厚生労働大臣	厚生労働省令で定めるもの	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの
十二	都道府県知事	厚生労働省令で定めるもの	法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
一	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	厚生労働省令で定めるもの	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による求職者に対する職業訓練の実施に関する情報
二	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	厚生労働省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費の支給に関する情報
三	公害健康被害の補償等に関する法律	厚生労働省令で定めるもの	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による求職者に対する職業訓練の実施に関する情報
四	公害健康被害の補償等に関する法律	厚生労働省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費の支給に関する情報
五	地方公務員等共済組合法	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による求職者に対する職業訓練の実施に関する情報
六	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費の支給に関する情報
七	年金生活者支援給付金の支給に関する法律	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による求職者に対する職業訓練の実施に関する情報
八	厚生労働省令で定めるもの	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費の支給に関する情報
九	日本私立学校振興・共済事業団、国	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による求職者に対する職業訓練の実施に関する情報
十	市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費の支給に関する情報
十一	厚生労働大臣	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による求職者に対する職業訓練の実施に関する情報
十二	都道府県知事	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費の支給に関する情報

<p>十四 総務大臣 は長崎市長</p> <p>十五 その他政令で定める者</p>	<p>備考 厚生労働大臣は、次の各号に掲げる厚生労働省令を定めようとするときは、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。</p> <p>一 一の項下欄、七の項下欄（第一号に係る部分に限る。）、八の項下欄（第五号に係る部分に限る。）、九の項下欄（第三号に係る部分に限る。）及び十四の項下欄の厚生労働省令 総務大臣</p> <p>二 三の項下欄（第二号に係る部分に限る。）、六の項下欄（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び七の項下欄（第三号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 内閣総理大臣</p> <p>三 三の項下欄（第四号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 国土交通大臣</p> <p>四 四の項下欄の厚生労働省令 法務大臣</p> <p>五 五の項下欄（第三号に係る部分に限る。）及び九の項下欄（第二号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 財務大臣</p> <p>六 八人の項下欄（第一号に係る部分に限る。）及び九の項下欄（第一号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 文部科学大臣</p> <p>七 十二の項下欄の厚生労働省令 環境大臣</p>	<p>別表第二（第五十四条の二関係）</p> <p>その事介護保険法第四十一同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業とし業とし条第一項本文の指定</p> <p>居宅介護を行う者又は特定福祉用具販売事業者</p>	<p>備考 厚生労働大臣は、次の各号に掲げる厚生労働省令を定めようとするときは、当該各号に定めた大臣に協議しなければならない。</p> <p>一 同法第七十七条第一項第一項の規定によビスの事業の廃止があつたとき、同法第七十七条第一項又は第百十五条の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の取消しによる同法第四十一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定があつたとき、又は同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力の全部又は一部の効力が失われたとき。</p> <p>二 同法第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項若しくは第百十五条の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>
<p>介護保険法第七十一条第一項本文の指定</p> <p>居宅サービスに係くは第七十一条第二項の規定による指定居宅サービスの事業とし業とし条第一項本文の指定</p> <p>居宅サービスに係くは第七十一条第二項の規定による指定居宅サービスの事業とし業とし条第一項本文の指定</p>	<p>同法第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項若しくは第百十五条の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>	<p>き。</p>	<p>次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの</p> <p>一 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第一条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による廃止前の執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する情報</p> <p>二 執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する情報</p>





村いし設所事福 町な置を務祉	村市 町	七十八条第一項から第三項まで並びに第八十三条の二並びに第七十四条の二において準用す る社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで 第二十九条第二項、第四十三条第二項、第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、同条第 二項（第七十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第七十八条第一項から第三項ま で並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで 第十九条第六項及び第七項、第二十四条第十項並びに第二十五条第三項
-------------------	---------	--